

総合教育会議の概要について

1 設置根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第1条の4第1項の規定による。

2 設置目的

市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市の教育に関する課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的とする。

3 協議・調整事項

(1) 大綱の策定に関する協議

※主たる記載事項は、各地方公共団体に委ねられており、必ずしも網羅的に記載される必要はない。また、教育振興基本計画やその他の計画の中の「目標」や「施策」の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられる。

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

- (例) ①学校等の施設の整備や職員配置
②幼稚園、保育園等を通じた幼児教育・保育の在り方や連携
③青少年健全育成と生徒指導の連携
④居所不明の児童生徒への対応
⑤福祉担当部署と連携した総合的な放課後対策
⑥子育て支援

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

- (例) ①通学路で交通事故死が発生した後の再発防止
②災害の発生により、校舎の倒壊などの被害が生じ、防災担当部局と連携する場合
③災害発生時の避難先での児童生徒の生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
※いじめ防止対策推進法上の権限行使に当たっては、総合教育会議を活用し、より実効的な対策を行うことが期待される

(4) 上記事項に関する構成員の事務の調整

- ※協議題とするべきでない事項＝政治的中立性の要請が高い事項
①教科書採択（全体方針ではなく採択の可否）
②個別の教職員人事

4 会議の構成員等

- (1) 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。
- (2) 会議は、市長が招集する。
- (3) 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思量するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

5 会議の公開等

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(例) ①いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
②次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定方法等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合

- (2) 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

6 その他

- (1) 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- (2) 上記以外で運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

花巻市総合教育会議運営要領（案）

（平成 27 年 6 月●日総合教育会議決定）

（会議の運営）

第 1 条 花巻市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事の手続きその他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（構成員）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議の招集等）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、会議を総理し、議長となる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

4 市長は、会議を招集すべき日時を決定後すみやかに適当と認める方法により公表する。

（協議事項等）

第 4 条 会議は、次の事項に関する協議等を行う。

(1) 大綱の策定に関する協議

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(4) 上記事項に関する構成員の事務の調整

2 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（構成員の出欠等）

第 5 条 構成員は、代理人を会議に出席させ、又は他の構成員に依頼し、意見を表明することはできない。

2 構成員は、会議を欠席する場合、市長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（意見聴取）

第 6 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開等）

第7条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、構成員の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決した場合には、非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき
- (3) その他公益上必要があると認めるとき

2 非公開の会議を開くときは、議長は、一般傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退席させるものとする。

3 非公開とした会議の議事は、何人も漏らしてはならない。ただし、会議の議決があったときは、非公開の会議の結果を公表し、又は会議録に掲げることができる。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開の会議とした間に係る部分については、この限りではない。

2 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 出席した構成員
- (2) 意見聴取のため出席した者
- (3) 説明等のため出席した職員
- (4) 議題及び議事の概要
- (5) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(会議資料の公表)

第9条 市長は、会議の終了後、速やかに、会議の資料を公表する。ただし、会議の全部又は一部を非公開とした場合は、当該事案に関する資料は公開しないものとする。

(会議の傍聴)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、市長に申し出なければならない。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この要領に定めのないことで疑義が生じた場合は、市長と教育長が協議の上決定する。

教育大綱の概要について

1 策定の趣旨

首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

2 法律上の位置づけ等

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	教育基本法（平成18年法律第120号）
策定主体	地方公共団体の長	地方公共団体
定めるべき内容	国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
総合教育会議の役割	定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議	
公表	遅滞なく公表しなければならない	
策定の責務	定めるものとする	定めるよう努めなければならない
法律上の効果	首長と教育委員会の双方が尊重義務を負う（目標を達成できなかった場合…尊重義務違反には該当しない）	
計画期間	4～5年を想定（平成26年7月17日 文科省初等中等教育局長 通知）	

◎教育大綱に記載すべき事項（文科省地方教育行政研究会）

- 学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策
 - 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実
 - 予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
- ※主たる記載事項は、各地方公共団体に委ねられており、必ずしも網羅的に記載される必要はない。

◎県内各市町村の策定に関する考え方（平成27年4月30日現在）

- 既存の教育振興基本計画を基に策定…25自治体
- 教育振興基本計画の基本的方針部分を基に新たに策定…1自治体
- 総合計画を基に新たに策定…1自治体
- 総合計画を基本とする新教育振興基本計画を策定したうえで、新たに策定…1自治体
- 過去の教育振興基本計画を基に新たに策定…1自治体
- 未定…4自治体